

本方針の書類は、契約書にサインされるまでの合理的期間内に生徒（または生徒が18歳未満の場合は法律で定められている保護者様）に配布されます。

1. この返金方針は、学校に支払われる全てのコース料金に適用され、また本校に送金されるため教育エージェントにお支払いされたコース料金も含まれます。
2. この返金方針は、生徒（または生徒が18歳未満の場合は法律で定められている保護者様）から教育エージェントに支払われるサービス手数料には適用されません。
3. 入学手続き料金は返金されません。
4. コース料金および返金の支払いについて
 - a) お支払いは、入学ご案内時にお渡しした請求書と現行の料金一覧の通りお支払いください。
 - b) 項目別にあげられた学校費用は本校の契約書に記載されています（NC Standard 3.1.bに基づく）
 - c) 別段の指示・要求がない限り、料金はすべてオーストラリアドルで支払われるものとし、返金については当該の料金が支払われた通貨で行われます。
 - d) King's Christian Collegeと契約を交わした本人がほかの返金先を書面にて指定しない場合は、返金はKing's Christian Collegeと契約を交わした本人に直接行います。
5. コースの中退に関するすべての通知または返金の申請は、書面にて校長もしくは校長の代理に提出されなければなりません。
6. 生徒側の契約不履行：ビザが却下され授業に参加できないケース
 - a) 生徒がビザの発給拒否や却下を証明することができて（または移民省に対してビザの発給拒否ないし却下の確認を取る許可を本校に与えて）、かつ合意されたコースの開始日にコースの履修を開始することができなかつたり、開始日当日あるいはそれ以前にコース入学を辞退した場合には、本校は当該生徒の契約不履行前に本校が受領したコース料金の全額から、つぎに挙げる項目のうちより小額なほうを差し引いた額を、当該生徒からの書面による請求が受理されてから4週間以内に返金します：
 - o 支払われたコース料金の5%、または
 - o \$500
 - b) ビザの発給が拒否されたまたはビザを却下された生徒がコースの開始後にそのコースから退学した場合、本校はそのコースのうち当該の生徒が受講した分に比例する授業料についてはこれを保持することとし、当該生徒に関連して本校が受領した授業料のうち未使用の授業料* については、その生徒による契約不履行の日から4週間のうちに返金します。

*こうした場合に支払われるべき返金額の計算は、法定文書（2014年制定 海外留学生向け教育サービス（返金額の計算）規定の第10条）により定められています。

7. 生徒側の契約不履行

本返金方針のこの項に記載されている返金に関しては、生徒（生徒が18歳未満の場合は生徒の父母ないし法的に指名された保護責任者）の書面による請求が受理されてから、4週間以内に支払われます。

- a) 授業料でない料金：
授業料でない料金に関しては、返金不可の支払い分について当該生徒のための支払いが既に済ませられている場合を除き、生徒がコースに在籍・学習していた期間との比例換算により算出された額が返金されます。
 - b) 退学通知なしの履修不開始：
生徒が書面で退学通知をせずに、合意した始業日に履修を開始しなかった場合は、本校が受領した授業料のうち最大1学期分の授業料が本校により保持されます。
 - c) 退学通知ありの履修不開始：
 - i. 本校が始業日の4週間以上前に生徒（生徒が18歳未満の場合は父母ないし法的に指名された保護責任者）から書面による退学届けを受理した場合、本校は授業料から手数料600豪ドルとその他の返金不可料金を差し引いて返金します。
 - ii. 本校が始業日の4週間前以降に生徒（生徒が18歳未満の場合は父母ないし法的に指名された保護責任者）から書面による退学届けを受理した場合、本校は授業料の70%を返金します。
 - d) 始業日以降の返金：
 - i. 1半期分以下の授業料が前払いされている場合：その半期が終了する前に生徒（生徒が18歳未満の場合は父母ないし法的に指名された保護責任者）が退学届けを提出しても、授業料の返金はありません。
 - ii. 1半期分よりも多く授業料が前払いされている場合：1半期分よりも多く授業料が前払いされていて、本校が生徒（生徒が18歳未満の場合は父母ないし法的に指名された保護責任者）から書面による退学届けを受けたときには、その書面による通知が10週間以上前に受理された場合に限り、本校は授業料の未使用部分から申請料、ホームステイ手配料、健康保険料などの返金不可料金を差し引いて返金します。
- 注意：書面による通知が10週間前以降に受理された場合、本校は授業料の未使用部分から10週間分または1半期分を差し引き、さらに申請料、ホームステイ手配料、健康保険料などの返金不可料金を差し引いて返金します。

- e) 学校側による学籍取り消しの場合の返金：
下記のいずれかの理由で生徒の学籍が取り消される場合、授業料は一切返金されません。
- 十分な学業上の進展を維持できない場合（ビザ条件8202）。King's Christian College学校方針・コース進行と出席条件をご参照ください。
 - 十分な出席率を維持できない場合（ビザ条件8202）。King's Christian College学校方針・コース進行と出席条件をご参照ください。
 - 承認された福利厚生／滞在宿泊体制を維持できない場合（ビザ条件8532）。該当者のみ。King's Christian College学校方針・コース進行と出席条件をご参照ください。
 - コース料金が支払われなかった場合。
 - King's Christian College 行動方針・素行規範（Behaviour Policy/Code of Conduct）において学籍の取り消しにつながるとされている行動。
8. 学校側による契約不履行
本校による契約不履行についてはすべて、2000年制定ESOS法および2001年制定ESOS規制（改正）法により定められている現行の条項が適用されなくてはなりません。
- 何らかの理由によって本校がコース開始日にコースを提供できなくなり、生徒が何らかの理由で本校が代替として手配したコースに入学できない場合、またはそのようなコースへの入学を拒否した場合、合意されているコース開始日から14日以内に、当該の生徒について本校が受領した授業料*のうち未使用の額の全額が返金されます。
 - 生徒がコースの履修を開始した後に何らかの理由で本校がコースを継続できなくなり、生徒が何らかの理由で本校が代替として手配したコースに入学できない場合、またはそのようなコースへの入学を拒否した場合、本校の契約不履行日から14日以内に、当該生徒について本校が受領した授業料のうち未使用分の全額*が返金されます。
 - 本校が当該生徒のために合意できる代替コースの手配または返金という本校の契約義務を果たすことをできない場合は、生徒はオーストラリア政府の学費保護サービス（Tuition Protection Service）から支援を受けることができます。学費保護サービスに関する詳しい情報は、ホームページ <https://tps.gov.au/StaticContent/Get/Studentinformation> にてご確認ください。
- *こうした場合に支払われるべき返金額の計算は、法定文書（2014年制定 海外留学生向け教育サービス（返金額の計算）規定の第7条）により定められています。 <http://www.comlaw.gov.au/Details/F2014L00907>
9. 本契約そして苦情や不服申し立て手続きが可能であるという事実は、生徒がオーストラリア消費者保護法に基づいて訴えを起こしたり何らかの行動を取る権利を生徒から奪うものではありません。

言葉の定義

- 授業料でない料金（Non-tuition fees） - 直接授業料と関係のない料金。例入学申請料、ホームステイ手配料、ホームステイ料金、書籍代、制服代、バス代、OSHC（留学生向け医療保険）料金、ESL費など。
- 授業料（Tuition fees） - 生徒へのコース提供に直接関連する料金で、授業費、消耗品費などを含む。
- コース料金（Course fees） - 生徒がコースを受講するためにその生徒について本校が受領した授業料と授業料でない料金を合計したもの。
- 学期（Term） - 期間は約10週間で、学年は4つの学期から成る。
- 半期（Semester） - 学年の半分の期間で、2つの学期から成る。1半期は学校のスケジュール上の週単位で約20週の期間に相当する。

注意： ビザ状況の変更について

生徒のビザ状況が変更となる場合でも（例えばオーストラリアの短期在住者または永住者となった場合）、当該の年についてはその生徒は同じ留学生料金を継続してお支払いいただくこととなります。

